

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

閉会中の1月27日、2月9日および2月17日に総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

1月27日の委員会では、官製談合再発防止対策検討委員会答申を受けての再発防止策について説明がありました。

答申書における再発防止対策は、大きく6つに分類されている。

1つ目が、権限の分散、情報漏洩対策の徹底、2つ目が、公平性、競争性の確保、3つ目が、ペナルティ措置の拡大による抑止力の向上、4つ目が、執行体制等の改革、5つ目、監視、検証体制の強化、6つ目、職員倫理、服務規範の徹底であります。項目ごとに答申の内容とそれに対する対応策について説明がありました。

基本的には、現行入札制度においての適正、厳格な改善策が答申されており、今後は執行部が示した対応策を確実に実施していくことが重要であると思われます。その中で、新たな取り組みとしましては、決裁区分の見直しと予定価格の封かんプロセスの分離、一般競争入札の適用範囲の拡大、土庄町入札契約監視委員会の設置、捜査機関との連携体制の構築、特別職、職員に対する倫理条例、施行規則の策定、土庄町公正入札、官製談合防止マニュアルの策定等であります。今回示された対応方針は、あくまでも現時点のものであり、入札制度に混乱が生じる恐れのある場合は、令和5年度に予定している対策が6年度以降にずれ込むことも考えられるとの説明がありました。

委員から、「入札の執行体制を総務課から会計課に変えるということは、現出納室を充実させるという考え方か」との質問に、今より業務が増えるので、業務量に合わせた人員配置を考えていくとの回答がありました。

また、一般競争入札の適用範囲の拡大について、「できるだけ地元業者が参画できるようなかたちで考えてほしい」との意見、「監視委員会の体制について」の質問があり、監視委員会は常設になるので、町が執行していく入札制度自体を定期的に指導してもらう委員会として想定しているとの回答がありました。

また、委員から「前町長に退職金は払われたのか」との質問に、「退職金については、町ではなく退職手当組合から支払われるものである。退職手当組合のルールにより支払われていない」との回答がありました。

また、委員から「前町長は、刑事責任を受け、刑事的な責任は果たしたというような考え方になるかと思うが、行政的な責任について、町は今後どのような対応していくのか」との質問に、「行政的な責任について考えられるケースとして、損害賠償請求ということを住民も考えられると思う。町として損害賠償請求が可能かということを顧問弁護士に相談をした。今回の事件については、

共同不法行為といい、法律的に一緒にやった人がいて初めて成立する行為であり、町が受けた損害に関しては、その共同不法行為した関係者の誰かが金銭的な損害の賠償をしたら、関わり合った関係者全員から賠償したことになる。

町は、すでに違約金を受領しているが、違約金の額が金銭的な損害として積み上げられた額を越えているため、損害賠償としては、法的にはすることができないという結論をいただいた。法を曲げてまで損害賠償請求できないので、そこについては難しいと考えている。町は、「被ったものを跳ね返して、次のステップに向けて真摯に努力してまいります」という姿勢を見せていくしかないと考えている。住民には、そのあたりのことを地道に伝えていくしかないと思うとの回答がありました。

委員から「町民からしたら、この問題に関しての行政的な切り際ができるんじゃないじゃないか」「一体どうなっているのか」というような意見も聞かれる。今の考えをきちんと町民に発信して、町民の理解をいただくようなかたちで動いていただきたいとの意見がありました。

2月9日の委員会では、まず総務課より4点説明がありました。

1点目、個人情報保護制度の変更についての説明があり、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、従来、民間事業者と国、地方公共団体は、それぞれ異なる個人情報の保護に関する規律が適用されていたが、今後は、改正法に統合され、全国的な共通ルールとなる。また、各地方公共団体の条例は、改正法により許容される範囲内において、必要な事項を規定するものとされるとの説明がありました。

町においても改正法の適用を受けることとなり、現在の土庄町個人情報保護条例の規定の大半が、改正法に規定されていることから、現行条例を廃止した上で、土庄町個人情報保護法施行条例を制定し、改正法施行のために必要な事項を、新条例に定めることとなるとの説明がありました。

2点目、地方公務員の定年延長に伴う制度改正について、役職定年制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入、高齢者部分休制度（後ほど、訂正あり）の導入、管理職の範囲の見直しについて説明がありました。

3点目、「電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金事業」は1月末で終了し、その給付状況の説明がありました。

4点目、土庄町多目的交流施設とのたる館の利活用について、施設の改修は令和3年度から実施しており、現在、電気設備工事を実施中で完成は3月上旬を予定している。続けて、エリアごとの用途の説明があり、今後も部分的な改修を進めていく予定で、全ての部屋の同時供用開始は難しいと考えている。準備が整ったエリアから順次供用を開始したい。また、旧土庄高校跡地については、造成、排水設備、施設内道路を一体的に整備する予定としているとの説

明がありました。

次に、企画財政課から 6 点。

1 点目、第 7 次総合計画についての進捗状況について現時点でとりまとめた素案の説明がありました。

2 点目、若者住宅取得助成事業補助金について、住宅を新築または購入する費用の一部を補助するものとなっており、若者、子育て世代の定住を促進し、人口減少および少子化を抑制して人材の確保につなげることを目的としているとの説明がありました。

3 点目、U ターン同居リフォーム支援事業補助金について、町内の実家に転入する際に、実家のリフォーム費用の一部を補助することにより、U ターンの若者、子育て世代の移住、定住を促進することを目的としているとの説明がありました。

その他にふるさと納税の実績の説明があり、1 月末の速報値として令和 4 年の入金額は 2 万 438 件、3 億 2859 万 9 千円であった。

また、瀬戸、高松広域連携中枢都市圏の形成に関する協約の変更について、神戸市、高松市、土庄町および小豆島町との連携、協力に関する協定についての説明がありました。

次に、建設課から 8 点。

沖之島離島架橋事業、町道要鉄川西線道路改良工事および渕崎都市下水路事業についての進捗状況の説明のあと、東元浜ポンプ場整備事業について、旧土庄高校跡地の約 3 分の 2 の面積の雨水を集水し、Φ 150 mm 水中ポンプ 2 基で排水する計画をしているとの説明がありました。

委員から、高潮のときは土渕海峡から高校跡地に海水が逆流するので、県土木と連携をとって、高校跡地が海にならないようにお願いするとの要望がありました。

5 番目、土庄町立地適正化計画について、昨年 10 月に関連計画や他部局の施策等に関する情報整理と町の現況および課題の整理、分析をし、防災を含めたまちづくり方針の検討を行い、都市機能や居住をどのように誘導していくべきか検討することとなる。3 月末までに今年度作業分の中間取りまとめを行い、住民向けの報告会を開催する予定であるとの説明がありました。

6 番目、土庄町営住宅等長寿命化計画について、現計画が令和 4 年度に計画期間を終了するため、令和 5 年度より 10 年間の計画とし、おおむね 5 年ごとに定期的に見直しを行う。建て替えや用途廃止、計画的な修繕、改善により長寿命化を図るものとの判別を行い、効率的、効果的な「ストックマネジメント」を進めるための計画であるとの説明がありました。

7 番目に行者原住宅建替事業について、老朽化した改良住宅の建て替えを目的

としており、昨年度に基本計画が完了し、今年度は基本設計等業務を行っているとの説明がありました。

8番目に王子前分譲地の売却について、1件の買い受け申し込みがあり、3月議会において、財産の処分についての議案を提案する予定との説明がありました。

次に、農林水産課から2点。

1点目、農林水産業活性化緊急支援事業（第2次）について、令和3年度にも実施したが、新型コロナウイルスに加え、昨今の燃料価格、物価の高騰により、設備の更新および事業の拡大を控えている農林水産事業者に対し、安定的な事業継続と農林水産業の活性化を目的に、設備投資等の費用の一部を補助しようとするものとの説明がありました。

2点目、農業集落排水施設は平成7年度から供用開始し、今年度で28年目を迎えており、今後、大規模改修が見込まれることから、合併浄化槽を導入し、集落排水施設を廃止する案と今後も農業集落排水を維持する案の調査、検討を行った。

合併浄化槽を導入する場合は、地元の理解と全体で2億6300万円の経費かかる。また、大規模改修の場合は約4億円の試算となった。

今後の運営方針としては、合併浄化槽の切り替えには、導入が困難な住宅もあり、現時点では困難な状況である。現存施設の耐用年数の残存期間も残っていることから、当面は事業を継続していくきたいと考えており、地元自治会とは運営方針等の協議を行っていくとの説明がありました。

委員から「残存期間はどのくらいか」との質問に、耐用年数が50年なのであと22年残っているとの回答がありました。

次に、商工観光課から2点。

1点目、小豆島における観光団体の一本化について説明がありました。

現状、一般社団法人小豆島とのじょう町観光協会（後ほど、訂正あり）、小豆島町観光協議会、小豆島観光戦略会議、一般社団法人小豆島観光協会がある。これらを一本化して、包括的に小豆島の観光施策に取り組むことで、小豆島全体の観光、産業、文化の振興に寄与していくきたいと考えている。具体的に決まっていないが、土庄町部会、観光戦略部会、小豆島町の部会の3つの部会を作り、それぞれの継続課題をクリアして、将来的には集約一本化するイメージである。一本化の時期は、令和5年4月1日をめどに鋭意努力しているところである。

また、現在の小豆島とのじょう観光協会が行っている、他の団体と違う特殊な営利の事業部門については、新組織の設立を想定しているとの説明がありました。

2点目、地域雇用活性化推進事業について、具体的な施策が徐々に始まっています。事務局から各企業への訪問、説明も行っており、今実施しているセミナー等についても、多くの企業や求職者の参加があるとの説明がありました。

また、タートルフルマラソン、小豆島石丁場調査委員会、劇場版からかい上手の高木さんの報告がありました。

2月17日の委員会では、まず、建設課から町道沖之島線道路整備工事（橋梁下部工）（第1工区）の工事請負契約の変更についての報告を受けました。

続いて、官製談合再発防止策について、議会の対応を協議いたしました。

答申内容をふまえて、議会のチェック機能としての項目を取りまとめ、全員協議会で承認を得た上で、総務建設常任委員会からの提言として議長に提出し、土庄町議会として町長に提出することで委員の了承を得ました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

申し訳ありません。私の説明の中で、少し間違いましたので訂正いたします。

まず、総務課の報告部分ですが、高齢者部分休制度と申し上げましたが、「高齢者部分休業制度」に訂正をいたします。

それと、商工観光課のほうで一般社団法人小豆島とのじょう町観光協会と申し上げましたが、「一般社団法人小豆島とのじょう観光協会」の間違いました。訂正いたします。申し訳ございませんでした。